

鳥取市主要園芸品目生産振興事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市主要園芸品目生産振興事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、特に気象災害や資材等高騰の影響を受けやすい白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうを中心とした主要園芸品目の機械導入、収量向上・品質安定のための新技術の普及促進、基盤整備、広域的な生産組織活動等を総合的に支援することで、園芸産地の強化を図ることを目的として交付する。

（補助対象事業等）

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表第1欄に掲げる事業とする。

- 2 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認められる場合は、この限りでない。
- 3 補助対象事業の実施に当たっては、別表の第6欄に定める要件を満たさなければならない。
また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めることなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

（交付対象者）

第4条 本補助金の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

（補助金の額の算定）

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数はこれを切り捨てる。）と、同表第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から44日以内に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第2号により速やかに市長に報告を行うこととする。この場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の器械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第13条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限年度を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備し、保管しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 対象事業		2	3	4	5	6
細事業	内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額	その他
産地発展成長（一般）	主要園芸品目の産地を維持・発展させるための農業協同組合等による取組支援	農業協同組合、農業協同組合生産部、全農	(1)主要園芸品目に係る農作業用共同機械（リースを含む。）、出荷調製機械、集出荷施設の改良、パイプハウス（リースを含む。）の導入に要する経費 (2)主力産地づくりに必要な経費（資材費、灌水設備等） (3)農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置、販路開拓に要する経費等 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建物は除く。 ※パイプハウスの導入にあたっては鳥取型低コストハウスの導入に努めることとする。 ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱とする。 ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、全額自己負担とする。 ・井戸を掘る際の調査委託業務（工事とは別）も事業対象とするが、調査ボーリングは1回のみ対象とする。 ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もその費用は事業対象とする。	1/2 複数市町村にまたがる場合は1/3	30,000千円/農業協同組合（生産部を含む。） ※パイプハウス導入における補助対象経費の限度額は、次のとおりとする。 (1)ハウス面積240㎡未満 耐雪型:13,200円/㎡、通常型:11,200円/㎡ (2)ハウス面積240㎡以上～300㎡未満 耐雪型:12,400円/㎡、通常型:10,400円/㎡ (3)ハウス面積300㎡以上 耐雪型:11,600円/㎡、通常型:9,900円/㎡ ※農業用井戸の設置における補助対象経費の限度額は、2,000千円/本とする。	・パイプハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は園芸施設共済又は民間の建物共済や、損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。 ・国の産地生産基盤パワーアップ事業（以下「国事業」という。）の対象となる場合は、優先して国事業を活用しなければならぬ。 ・農用トラクター（乗用型・歩行型）のうち令和7年度以降新たに販売される型式のものについて導入する場合、安全性検査に合格したもののの中から選定する。
産地規模拡大（産バ）（※1）	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの規模拡大等のための機械、資材等の導入支援	農業協同組合、生産組織、農業者、法人等	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの規模拡大や省力化・効率化、単収向上、品質向上に必要な機械、資材等のリース導入又は導入整備に必要な経費等 なお、（産バ）タイプについては、産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）別記2の別紙1収益性向上対策の事業内容等 1 基金事業1生産支援事業（4）及び別紙2生産基盤強化対策の事業内容等 1 基金事業3農業機械の再整備・改良（4）に記載されている助成対象経費であること。	2/3		
産地規模拡大（一般）（※2）		生産組織、農業者、法人	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの上記に準ずる（国）産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組及び施設整備等	1/2 又は 1/3 （※3）		
基盤整備・土地改良	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの農地の良好な生産環境維持及び条件整備・廃園対策	農業協同組合、生産組織、農業者、法人	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの農地の良好な生産環境維持及び条件整備・廃園対策（基盤整地・土壌改良（石礫除去・用水施設等）、果樹棚（ハウス）撤去・老木撤去・除根等）荒廃農地の再生等	1/2		
革新的技術導入実証	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの生産性を向上させるための技術普及支援	農業協同組合、生産組織、法人	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの単収向上、省力化、規模拡大、資材の低コスト化、後作・輪作品目の推進・導入のための実証展示ほの設置・運営、新技術の実証等に係る経費（種苗費、生産資材費、新技術導入等に係る経費、販路開拓に係る経費（旅費等））	1/2		
野菜暑熱対策	野菜の高温障害対策の実証・導入支援	農業協同組合、生産組織、法人	近年の夏季の高温による課題を解決するための、野菜の栽培ほ場や調製作業場等における昇温抑制資材、灌水設備、冷房設備等の実証に要する経費（導入効果が複数年継続して見込まれる生産資材、灌水設備等の導入に係る経費）	1/2	900千円/事業実施主体	

（※1）産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）別表の採択要件を満たす取組に適用する。
（※2）（国）産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組とする。
（※3）居住地と営農地が異なり、市町村負担が明確に区分できない等のやむを得ない理由がある場合とする。
（※4）補助対象経費のうち工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工し、又は実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りではない。

年度主要園芸品目生産振興事業計画及び収支予算(事業実績及び収支決算)書

第1 事業実施方針(実施結果)

第2 事業の内容
細事業毎に別紙1～5のとおり

第3 事業費の内訳

対 象 細 事 業	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		市 費	その他 ()	事業実施主体	
	円	円	円	円	
合 計					

第4 収支予算(又は決算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市費 その他() 事業実施主体	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

第5 事業完了予定(又は完了)年月日
年 月 日

第6 県内事業者への発注(工事請負費、委託費に限る。)が困難である場合の理由

第7 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)
いずれかに○を付け、「有」の場合は以下の欄に記入してください。

事 業 名	
事 業 内 容	
補助事業所管部署名	
連 絡 先	

注)当該年度に他事業を活用する場合に記載すること。

第8 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)
※事業実施主体が該当するいずれかに○をしてください。

第9 園芸施設共済等への加入状況 (加入済 ・ 今後加入予定(年 月) ・ 対象事業を導入しない)
※パイプハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号で交付決定のあった鳥取市主要園芸品
目生産振興事業費補助金について、鳥取市主要園芸品目生産振興事業費補助金交付
要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額) 金 円
- 5 添付資料
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し)

事業の内容

事業実施主体名	
---------	--

1 産地(地域、組織)の概要及び事業活用による産地発展に向けた取組(別紙参考様式1)

2 事業内容(実績)

区 分	対 象 目	受 益		数 量 (a、個等)	事業費	負 担 区 分			備 考
		戸数	面積			市 費	その他	事業実施主体	
		戸	a		円	円	円	円	
(1) 共同利用機械									
計画									
実績									
(2) 出荷調整機械									
計画									
実績									
(3) 集出荷施設の改良									
計画									
実績									
(4) パイプハウス									
計画									
実績									
(5) 研修、実証ほ等									
計画									
実績									
(6) 資材、灌水設備等									
計画									
実績									
合 計									

※計画時には実績欄は空欄とする

※機械については、備考欄に保管場所を明記すること

- 添付資料
- ・産地発展計画書(別紙参考様式)
 - ・実施設計書(又は出来高設計書)
 - ・位置図
 - ・現況写真(又は完成写真)
 - ・機械のカタログ等:仕様・能力等が分かるもの、見積書、導入機械の規模決定根拠等
 - ・特定の機種を選定する場合は「機種選定理由」
 - ・パイプハウスについては受益者、設置面積、仕様等の詳細が分かるもの
 - ・研修、実証ほ等については事業費の詳細が分かる見積等(又は事業費が確認できるもの)
 - ・資材、灌水設備等については産地づくりに取組むことが分かるもの
 - ・融資計画(別記、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合)
 - ・県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料
 - ・パイプハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は園芸施設共済の加入証書又は加入申請書の写し

※交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする。

別紙2 産地規模拡大

事業の内容

事業実施主体名

1 計画及び事業内容(実績及び事業実績)

(目的、事業の必要性、生産拡大等の取組、その他)

2 栽培・販売計画(実績)^{※1}

項目	対象品目	計画			実績
		(現状) 年度	(事業実施年度) 年度	(目標) 年度	(事業実施年度) 年度
栽培面積 (a)					
出荷量 (kg 又は ケース)					
販売額 (千円)					

※1 現状年は事業実施前年度、目標年は事業実施翌々年度(実施から2年後)とし、計画時に年度を記載すること。

※2 栽培面積は年間の合計面積を記載すること。(JA、全農の場合、機械施設の利用面積)

※3 栽培面積、出荷量、販売額のいずれかが、現状年から目標年に10%以上増加する計画とすること。

3 事業の内容(実績)

項目 ^{※1}	区分 ^{※2}	規格等	数量(a、個等)	単価	金額
	産パ・一般			円	円
	産パ・一般				
				合 計	円

(※1) 項目には、事業により導入を予定している機械や資材等を記載する。

(※2) それぞれの該当するところに○印で囲むこと。

添付資料(申請時)・生産組織の場合は規約および構成員一覧

・現況写真

・事業費の積算根拠がわかる資料(見積り、カタログ等)

(実績報告時)・事業費が確認できる資料(請求書、領収書、写真等)

・完了後の写真

・パイプハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写し

事業の内容

事業実施主体名

1 計画及び事業内容(実績及び事業実績)

具体的な取組計画(実績)	
品目	
実施ほ場位置(住所、番地)	
面積	
事業実施内容 (具体的な施工方法等)	

※1 事業実施内容については、計画時には予定している施工方法。実績報告時には、実際に実施した施工方法を記入。

2 事業費積算

区分	事業費	積算内容
合計		

(1) 区分には除礫作業、抜根整地作業等の事業内容を記載すること。

(2) 積算内容は別葉でも構わない。

添付資料(申請時)・生産組織の場合:規約および構成員一覧

・基盤整備を実施する位置が分かるもの(位置図等)

・現況写真

・具体的な施工方法や事業費の内容及び積算根拠が分かる資料(見積り、カタログ等)

(実績報告時)・完了後の写真

・事業内容及び事業費が確認できる資料(請求書、領収書等)

事業の内容

事業実施主体名

1 事業の概要

品目:

※試験・実証の目的内容、規模、調査項目等

2 事業費積算

項目	数量(a、個等)	事業費	備考
		円	
合 計			

※項目は試験等に必要な資材等ごとに記載。

添付資料(申請時)・生産組織の場合:規約および構成員一覧

・事業費の積算根拠が分かる資料(見積、カタログ等)

(実績報告時)・試験実績報告書(様式任意であるが、目的・実施場所・
実証内容・栽培概要・調査項目・結果等を含むこと)

・事業費が確認できる資料(請求書、領収書等)

事業の内容

事業実施主体名

1 計画及び事業内容(実績及び事業実績)

(目的、事業の必要性、実施内容、その他)

2 栽培・販売計画^{※1}

項目	対象品目	計画			実績
		(現状) 年度	(事業実施年度) 年度	(目標) 年度	(事業実施年度) 年度
栽培面積 (a)					
出荷量 (kg or ケース)					
販売額 (千円)					

※1 現状年は事業実施前年度、目標年は事業実施翌々年度(実施から2年後)とし、計画時に年度を記載すること。

※2 栽培面積は年間の合計面積を記載すること。(JA、全農の場合、機械施設の利用面積)

※3 栽培面積、出荷量、販売額のいずれかが、現状年から目標年に増加する計画とすること。

3 事業の内容(実績)

項目 ^{※1}	規格等	数量(a、個等)	単価	金額
			円	円
			合 計	円

(※1) 項目には、事業により導入を予定している資材や設備等を記載する。

(※2) それぞれの該当するところに○印で囲むこと。

添付資料(申請時)・生産組織の場合は規約および構成員一覧

- ・事業費の積算根拠がわかる資料(見積り、カタログ等)
- ・現況が分かる資料(市町村又は県が求める場合)
- ・高温対策に資すると判断できる資料(市が求める場合)

(実績報告時)・完了後の写真

- ・試験実績報告書(様式任意であるが、目的・実施場所・実証内容・栽培概要・調査項目・結果等を含むこと)
- ・事業費が確認できる資料(請求書、領収書等)

産地発展計画書

令和 年 月 日

事業実施主体名 _____

1 産地（地域・組織）の概要

（目的、事業の必要性、生産拡大等の取組、その他）

2 産地（地域・組織）を発展、成長させるための具体的な取組内容（実績及び事業実績）

具体的な取組内容

事業を活用した産地の発展計画を記載（現状や目標などは数値を用いること）

例：一戸当たりの栽培面積、反収、販売額などの増加